平成２３年（フ）第５０８号
熊本市植木町投刀塚301番地２
破産者　荒木　和也
1　決定年月日　平成24年２月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２３年（フ）第４９８号
埼玉県吉川市上内川407番地１
破産者　サンワ、システム工業株式会社
1　破産債権の届出期間　平成24年３月27日まで
2　一般調査期日　平成24年４月27日午前11時30分
平成24年２月28日
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第５６８号
広島県東広島市八本松町飯田127番地４
破産者　山口　忠信
1　破産債権の届出期間　平成24年３月29日まで
2　一般調査期日　平成24年５月29日午後３時
平成24年２月28日
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第６３号
兵庫県美方郡香美町香住区香住1181番地
破産者　守本　　進
1　破産債権の届出期間　平成24年３月30日まで
2　一般調査期日　平成24年４月24日午後４時30分
平成24年２月28日
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２２年（フ）第１７号
和歌山県田辺市新万４番９号
破産者　島倉弘一郎
1　破産債権の届出期間　平成24年４月４日まで
2　一般調査期日　平成24年４月23日午前11時30分
平成24年２月29日
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２２年（フ）第１８号
和歌山県田辺市新万３番11号
破産者　島倉　照雄
1　破産債権の届出期間　平成24年４月４日まで
2　一般調査期日　平成24年４月23日午前11時30分
平成24年２月29日
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２３年（フ）第７９８５号
大阪市城東区成育５丁目９番６号　フローラルセキメ104号室
破産者　喜田　克彦
1　破産債権の届出期間　平成24年４月５日まで
2　一般調査期日　平成24年５月17日午後３時30分
平成24年２月28日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４２３０号
大阪府八尾市荘内町１丁目１番33―206号
破産者　望月　　進
1　破産債権の届出期間　平成24年４月16日まで
2　一般調査期日　平成24年５月14日午後３時30分
平成24年２月28日
大阪地方裁判所第６民事部

破産管財人変更

平成２３年（フ）第２２３７号
福岡県大野城市白木原１丁目11番33―803号
破産者　吉原　祐二
破産管財人　山根　義則が辞任したので、次の者を破産管財人に選任した。
新破産管財人　弁護士　田中　雅敏
平成24年２月23日
福岡地方裁判所第４民事部

債権者集会招集

平成２０年（フ）第１４５０号
大阪府守口市佐太中町７丁目１番３号
破産者　株式会社銀杏家
1　期日　平成24年４月16日午前11時
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成24年２月28日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第７１０４号
大阪府茨木市東太田３丁目５番208号
破産者　川田　嘉裕
1　期日　平成24年４月16日午前11時
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成24年２月28日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８００号
大阪市福島区福島５―17―15―402、商業登記簿上の本店所在地大阪市北区梅田１丁目３番１―200号
破産者　有限会社ベストゴルフ
1　期日　平成24年３月27日午後３時
2　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成24年２月28日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８０１号
神戸市灘区赤松町３―１―５、住民票上の住所兵庫県芦屋市業平町２番７―201号
破産者　小畠　一雄
1　期日　平成24年３月27日午後３時
2　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成24年２月28日
大阪地方裁判所第６民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２３年（フ）第１７１号
北海道登別市片倉町６丁目５番地１　登別市職員住宅Ｃ―２
破産者　蓬田　匡俊
異議申述期間　平成24年４月５日まで
平成24年２月29日
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

特別清算開始

平成２４年（ヒ）第６号
神奈川県茅ヶ崎市本村１丁目４番20号
清算株式会社　株式会社山田スポーツ企画
代表清算人　山田　　昉
1　決定年月日　平成24年２月28日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（ヒ）第１号
富山市西大泉15番８号
清算株式会社　株式会社ジャクリン
代表清算人　若林　敏樹
1　決定年月日　平成24年２月28日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
富山地方裁判所民事部

平成２４年（ヒ）第２号
神戸市中央区磯上通６丁目１番１号磯上公園ビル９Ｆ
清算株式会社　株式会社ジェイコム
代表清算人　若林　敏樹
1　決定年月日　平成24年２月28日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
富山地方裁判所民事部

特別清算終結

平成２３年（ヒ）第２０６８号
東京都中央区京橋１丁目14番５号土屋ビル３階
清算株式会社　株式会社新進
1　決定年月日　平成24年２月28日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

平成２３年（ヒ）第１００２号
島根県松江市東茶町８番地
清算株式会社　株式会社ＫＳＭ
1　決定年月日　平成24年２月24日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
松江地方裁判所民事部

特別清算協定認可

平成２３年（ヒ）第２０３３号
東京都港区新橋２丁目９番16号
清算株式会社　株式会社ＳＫＫ
代表清算人　松村　正哲
1　決定年月日　平成24年２月27日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　通則
1　弁済の場所
協定における弁済は、協定債権者が別途指定する銀行口座に振り込む方法により実施する。なお、振込手数料は特別清算会社の負担とする。
2　弁済における端数の切り捨て
弁済において生じる１円未満の端数は切り捨てる。